

第 6 期
(第4四半期)

計 算 書 類

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

埼玉県 川越市 脇田本町 13番22号

株式会社 川越学校給食サービス

貸借対照表

(2021年 3月31日現在)

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	(410,094,591)	流動負債	(127,852,601)
現金及び預金	62,219,615	未払費用	126,491,191
売掛金	126,778,339	未払法人税等	372,600
割賦売掛金	5,294,294	未払消費税等	978,600
割賦資産	214,772,844	預り金	10,210
前払費用	1,029,499	固定負債	(244,462,543)
		長期借入金	244,462,543
		負債の部合計	372,315,144
固定資産	(19,261)	純資産の部	
投資その他の資産	19,261	株主資本	(37,798,708)
繰延税金資産	19,261	資本金	30,000,000
		利益剰余金	(7,798,708)
		その他利益剰余金	(7,798,708)
		繰越利益剰余金	7,798,708
		純資産の部合計	37,798,708
資産の部合計	410,113,852	負債及び純資産の部合計	410,113,852

損 益 計 算 書

(自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

科 目	金	額
I 売上高		478,712,389
II 売上原価		465,650,845
売上総利益(△損失)		13,061,544
III 販売費及び一般管理費		7,676,587
営業利益(△損失)		5,384,957
IV 営業外収益		
受取利息	820	820
V 営業外費用		
支払利息	2,404,690	2,404,690
経常利益(△損失)		2,981,087
税引前当期純利益(△損失)		2,981,087
法人税、住民税及び事業税		803,723
法人税等調整額		19,501
当期純利益(△損失)		2,157,863

販売費及び一般管理費

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

科目	金額
保険料	1,468,313
租税公課	12,474
業務委託費	6,195,800
販売費及び一般管理費	7,676,587

株主資本等変動計算書

(自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)

株式会社 川越学校給食サービス

(単位：円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	30,000,000	5,640,845	5,640,845	35,640,845	35,640,845
当期変動額					
当期純利益(△損失)		2,157,863	2,157,863	2,157,863	2,157,863
当期変動額合計	-	2,157,863	2,157,863	2,157,863	2,157,863
当期末残高	30,000,000	7,798,708	7,798,708	37,798,708	37,798,708

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

開発事業等支出金 個別法による原価法

割賦資産 個別法による原価法

2. 収益及び費用の計算基準

① 割賦販売取引における収益及び費用の計上基準

割賦販売取引は商品引渡時に、その契約高の全額を割賦債権に計上し、
支払期日到来の都度、割賦収入及びそれに対応する割賦原価を計上している。

なお、期日未到来の割賦債権に対応する割賦未実現利益は繰延処理している。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式にて処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当期末日における発行済株式の数 普通株式 600 株

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 62,997 円 85 銭

2. 1株当たり当期純利益 3,596 円 44 銭

附 属 明 細 書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
保 險 料	1,468,313	
租 税 公 課	12,474	
業 務 委 託 費	6,195,800	
計	7,676,587	


独立監査人の監査報告書

令和3年 5月17日

株式会社川越学校給食サービス
取締役会 御中

公認会計士共同事務所日比谷パートナーズ
神奈川県藤沢市

公認会計士

成心毅 

監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に準じて、株式会社川越学校給食サービスの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場

から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上